

鳥取県告示第 320 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業大鴨地区農道整備）について、平成 20 年 4 月 18 日に同意したので、同法第 96 条の 2 第 7 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功